

区長

皆さま、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日は、第2回定例会に提出する補正予算の中から、特に区民の暮らしに関わる取組についてご説明します。

会見の資料に入る前に、1つ先にお話しさせていただきます。5月10日に区のホームページで公表した「善福寺川上流地下調節池事業に関する区の考え方と現在の対応」について、その経緯と今後をご説明いたします。

本事業は東京都が事業主体として進めているものです。区としては、流域全体の安全確保の観点から、その必要性や重要性を認識しています。また、東京都と区は、令和7年7月4日付で締結した善福寺川上流地下調節池の整備に係る基本協定第3条において、連携・協力して地元に対し丁寧に説明していくことを相互に確認しております。

本年4月17日、18日に、善福寺川緑地における準備工に関する、オープンハウス形式の工事説明会が開催され、5月11日には現場での工事着手の段階を迎える予定となっております。

区としましては、5月11日に区民が公園に集まる情報を得ておりましたので、現地における緊張や混乱を回避し、安全な工事の進行と地域の安全確保の両立を図る必要があるとの認識のもと、対応してまいりました。

一方で、区には地域住民の皆さまから、家屋調査や樹木保全、工事の安全性などについて、さまざまなご意見やご不安の声が寄せられておりました。区としては、このまま工事着工を迎えた場合、現地の緊張や混乱が高まり、安全な工事の進行や東京都、杉並区と地域住民との信頼関係にも影響を及ぼしかねないと懸念いたしました。そのため、区は東京都に対し、着座形式での説明会開催や、現場で混乱や不安が生じないよう慎重な対応を要請し、その内容を5月10日に公表しました。

この意図は、当然のことながら、工事を止めることでも遅らせることでもありません。地域の理解と信頼に基づき、工事を円滑に開始し、継続できる環境を整えることで、この先17年に及ぶ工事全体に禍根を残さないようにすることにあります。

今後も区としては、東京都および地域住民の皆さまとの信頼関係を大切にしながら、丁寧な説明と対話を重ねることが、長期にわたる事業を安定的に進めるためにも重要であると考えております。

それでは、第2回定例会に提出する補正予算の中から、特に区民の暮らしに関わる取組についてご説明します。世界情勢や物価高など、先行きの不透明さが増すなかで、基礎自治体として、子どもの安全、地域の居場所、そして生活に困難を抱える方々の暮らしをどう支えていくのか。そうした観点から、本日は3点お話しします。

まず1つ目は、区民の居場所をつくる、西荻地域の公共施設についてです。2つ目が、子どもの安全を守る、保育施設などの安全対策強化について。3つ目は、区民の

暮らしを守る、生活保護制度に関する区取組についてです。

まず1つ目は、西荻地域の公共施設についてです。

西荻地域では、区民事務所や集会所など、地域の公共施設の整備を進めています。今回、西荻区民事務所について、以前入居していた西荻窪駅前の民間ビルが建て替えられることとなり、新築後の建物への再移転について、建物所有者の承諾を得ることができました。これを受けまして、今回の補正予算では、移転に必要な改修設計費や、賃貸借契約に係る経費を計上しています。今後、必要な工事を進め、2028年6月に西荻区民事務所を移転する予定です。

また、現在の区民事務所の場所には、西荻南区民集会所を戻す予定です。地域の皆さまにとって、より使いやすい活動拠点、居場所となるよう整備を進めてまいります。

今お話しした内容について、口頭だと分かりづらいこともあろうかと思しますので、こちらのスライドに経過を文章でまとめています。後ほどご覧ください。

西荻地域は、子どもの遊び場や居場所が限られている地域でもあります。そうした中で、区民から「桃井第三小学校地域の子どものための児童館早期復活（再整備）を求める陳情」が出され、区議会で趣旨採択となりました。児童館の再整備については継続して検討をしていくこととなりますが、それまでの間、西荻南区民集会所を活用して、地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりについて、取り組んでまいります。ここは、以前は西荻北児童館でしたので、子どもたちにも馴染みのある場所ですので、そのような活用をしていきたいと思っております。

公共施設は、安全性や適切な管理を前提としつつも、「実際に使われ、地域に開かれていること」が大切だと私は考えています。今回の取組は、既存の公共施設を、地域の居場所としてより柔軟に活用していこうという取組でもあります。

続いて、保育施設などの安全対策強化についてです。保育施設等における子どもの安全対策を、さらに強化するため、今回、ハード・ソフト両面からの対策に係る経費を計上しました。

まず、区立保育園 22 園、区立子供園 4 園、こども発達センターについて、門扉に自動施錠機能付きの電気錠を設置します。また、私立保育施設等についても、電気錠やカメラ、パーテーションなど、安全確保に資する設備整備への補助を行います。補助の上限額は、1施設あたり 100 万円です。

しかし、設備だけで安全が確保されるわけではありません。区ではこれまでも巡回支援を行ってききましたが、今回新たに、保育や安全対策に専門的知見を持つ外部アドバイザーを区立施設へ派遣します。事故につながる可能性のある動線や設備配置などを現地で確認し、それぞれの施設に応じた改善につなげていきます。

子どもたちが安全かつ安心して過ごせる保育環境を整えることは、自治体の重要な責任です。引き続き、現場と連携しながら取り組んでまいります。

続いて、生活保護制度に関する区取組についてです。2013年の生活保護基準引下げについて、最高裁は、国の判断を違法とする判決を示しました。これを受け、国は生活保護費の追加給付を実施することを決定しました。区では、2013年8月から2026年3月までの間に生活保護を受給していた世帯を対象に、追加給付を実施します。対象は、およそ1万1,700世帯、総額は約7.4億円となります。現在受給中の世帯については、申請不要の「プッシュ型」で支給を行います。また、すでに保護が廃止となった世帯についても、申請を受け付けたいうえで、順次支給を行ってまいります。

本来であれば、こうした制度変更によって生じた影響への対応は、国が責任をもって行うべきものと考えています。そのうえで、区としては、対象となる方に確実に迅速に給付が届くよう、速やかに対応してまいります。

生活保護は、憲法25条に基づき、生活に困窮する方の生存権を支える制度です。近年、若い世代、とりわけ20代単身世帯の受給は大きく増加しています。このグラフが杉並区の数の増加を見ていただければと思います。もう少し長く広く見ますと、国の調査では、20代単身世帯の受給は、25年前と比べて約7倍となっています。背景には、障害や病気、生きづらさ、家族の支援力の低下など、さまざまな社会的要因があると指摘されています。そうした変化を、区の福祉現場でも日々感じています。生活に困っていても、「どこに相談すればいいかわからない」「生活保護は自分には関係ないと思っていた」という若い世代も少なくありません。

そうした中、昨年度、福祉事務所の若手職員たちが中心となって、「必要な人に制度を知ってもらい、相談につなげたい」という思いから、新たな周知ポスターを企画・作成しました。生活に困っている方が、躊躇することなく福祉事務所に相談できるよう、区としても支援につなげる取組を進めてまいります。生活保護に限らず、国民健康保険料の減免や就学援助、住宅の支援など、生活を支える制度が十分に知られていない現実もあります。世界情勢や物価高など、先行きの不透明さが増すなかで、生活に不安を抱える方が増えています。行政として「困ったら相談していい」と伝え、必要な支援につなげていくことが、今こそ重要だと考えています。

補正予算とは別になりますが、現在進めている「暮らし防衛」の取組について、ご紹介します。中東情勢の緊迫化や物価高など、区民生活や地域経済を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあります。そうした中で区では、今年度当初予算で計上した支援策について、必要な方にしっかり届くよう、現在準備や周知を進めています。

まず、中小事業者支援です。人手不足への対応や環境負荷の軽減に取り組む区内事業者に対し、設備投資等に係る融資の利率を優遇する支援を行っています。経営相談の件数も増えております。例えば、生花店からは輸送コストの上昇だけでなく、ビニールハウスなど花の栽培にかかるコストが上がっているため、仕入れ価格が上がって苦しい、という声も届いております。利子補給だけでなく、売上高の減少への対応のための通常より低利の融資もあります。中小企業診断士による経営相談もぜひ活用していただきたいと思っております。区として、地域事業者をしっかりと支えてまいります。

次に介護分野です。区では、介護職員・介護支援専門員を対象とした居住支援補助事業を開始しました。すでに 20 件の問い合わせをいただいておりますが、区内およそ 700 の介護サービス事業所に関わる重要な支援策ですので、多くの事業所に知っていただき、使っていただき、介護の現場で働く人を支えたいと思います。

区内消費と暮らしの双方を支える取組として、これは全ての方が対象ですが、6 月からキャッシュレスポイント還元キャンペーンが始まります。付与率最大 20%です。キャッシュレス決済を利用しない、あるいは利用が難しい高齢者の方などにも利用していただけるよう、紙の商品券事業も実施します。7 月から 75 歳以上の区民を対象に商品券を優先販売し、8 月から区内対象店舗でご利用いただけます。

最後に、こちらもすでに当初予算で計上し、準備が進んでいるところですが、住民税非課税世帯等を対象としたエアコン購入費等助成です。最大 10 万円の購入費等の助成について、6 月 1 日から開始いたします。夏の猛暑が見込まれる中、エアコンは命を守るために不可欠な設備です。経済的な理由によって設置や更新をためらうことがないように、必要な方に支援が届くよう取り組んでまいります。

社会や経済の先行きが不透明さを増すなか、自治体として、暮らしを守る政策を必要な方にしっかり届け、区民が暮らしの安心を感じられるよう最大限の努力をしております。

最後に、補正予算案の概要についてです。今回の補正予算は、24 事業について、総額 10 億 5,431 万 4 千円を計上いたしました。

予算規模については、資料に記載のとおり、また事業の一覧については、15 ページ以降に、付属資料としてお配りしておりますのでご覧ください。

ここまで補正予算を中心に説明してきましたが、皆さまからのご質問に入る前に、この春に、区で作成した広報物を少し紹介させていただきます。

まず、手話に楽しくふれられるハンドブック「手話でつながる杉並区」ですが、こちらは区内在住の絵本作家・スギヤマカナヨさんにイラストを手がけていただいております。スギヤマカナヨさんについては、明日発行の「広報すぎなみ」5 月 15 日号でも特集しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

続いて、「認知症あんしんガイドブック」です。こちらには、切り取って携帯できる「希望をかなえるヘルプカード」も付いており、いざというときも役立つ内容となっております。

さらに、「すぎなみ平和マップ」では、区内に残る戦争遺構や平和の象徴となる場所をご紹介します。今、季節も良いので、このマップを片手に杉並区を歩いて、平和について考えるきっかけとして、ぜひ手に取ってご覧いただければと思います。私からは以上です。

このあと、皆さまからのご質問にお答えします。

広報課長

それではここから、皆さまからのご質問をお受けいたします。ご質問の際はこちらからご指名させていただきますので、その上マイクをお渡しします。まず社名とお名前の方をおっしゃってください。それではご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

記者

今ジャーナリストをやっている大鹿と申します。善福寺川の件なんですけれども、基本的に区長は必要性があると、要するに建設すべきだという、そういうご認識でいるということでしょうか。

区長

はい。

記者

その上で、都との間で丁寧に説明するという合意がなされているという協定ですね、というお話だったと思いますけれども、もう少し早く現地に入っただけですね、合意形成というか丁寧な説明というのをやった方が良かったのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

区長

ご質問は、現地に入っただけというのは、東京都がということでしょうか。杉並区がということですね。はい。ご意見としては承ります。これまでも区は、4月17日、18日のオープンハウスの説明会の前からですね、都度都度、都は計画の説明会というのを何度か行っておりますが、その全てに区は共に参加をしております。そこでパネルを出したり、区民の相談に乗ったり、お話を聞いたり、丁寧に進めてまいりました。ですので、そういった機会というのはこれまでも持ってきたというふうに私は認識しております。

記者

それがちょっと不十分だったというご反省はないですか。

区長

そうですね、常に反省はしながら、こういった事業というのは、今これで完璧だというふうに思ったことは一度もございませんので、そういった意味では常に反省をしながら、学びながら、修復しながら進んでいくことではないかなというふうに考えております。

広報課長

よろしいですか。はい。ではお次の方。

記者

読売新聞の浦上と申します。話題変わりました、保育施設の方なんですけれども、安全対策強化ということで、多分、昨年5月から3回にわたって保育園などからの抜け出し事案が発生していることを受けての対策強化かなとお見受けするんですけれども、一応その度に発表あって、施錠方法を見直したりとか、ハード対策、きちんとやっけてこられますということで、区長のコメントとかも発表されてこられていたと思うんですけれども、一方で同様の事案は繰り返されていたのかなという中での今回電気錠の設置というところに、ハード面では至ったのかなと思うんですが、抜け出し事案が繰り返されるということについて、要因というか、区長として現場でどういった課題があって、それがこういった抜け出し事案の多発につながっているというふうに分かっているのか、ご見解を伺えればと思います。

区長

はい、そうですね。まさにこの要因を分析した上で、この度2つのソフトとハードの提案をさせていただいております。設備面では電気錠を設置するということが具体的な対策で提案しております。また、私立保育施設等におきましても、それぞれ保育施設の事情もあろうかと思っておりますので、電気錠を含めたさまざまな子どもの安全対策、上限100万円までということで、全体としてですね、区立施設、区立保育園、子供園だけでなく、当然、杉並区全体で安全を高めていきたいというのがこのハード面ですね。そして、ソフト面が大切だということは、以前からも申し上げてきました。これにもですね、完璧ということは全くないわけなんですけれども、現場の経験やマネジメントの能力、そして何といたっても子どもたちに日々向き合っている、この実情に向き合った、そして、それで現場の助けになる政策、支援というのは何なのかということも議論してまいりました。その中でアドバイザーの派遣をして、そして一緒に専門家と確認をしながら、その施設特有の課題なんかも発見しながら、ともに学び、対策を講じていくという、それを今回10カ所程度について、まずやらせていただきました。その後、順次、経験とか、そこでの学びを拡大していくというような、ちょっと段階的な対策となっております。今、申し上げたのは、まさにこれまで起きて、類似の事故が起きているということを非常に重く受け止めまして、この対策について提案させていただく次第です。

課長

よろしいですか。ではお次の方、どうぞ。

記者

都政新報の服部と申します。よろしくお願ひします。私も善福寺川の件についてなんですけれども、まずこの区の声明文、これについてなんですけれども、これまず善福寺川の調節地については、反対するものではない、工期を遅らせるものではないということなんですけれども、ただ住民への説明が不足している状態で、進めるのはどうかという内容だったと思うんですけれども、まずこれ、基本協定を昨年7月に結んだということで、都と区と連携して、住民に丁寧な理解を得ながら進めていくという内容で協定を結んだということなんですけれども、これ区の認識として、あるいは区長の認識として、この協定が履行されていないという認識なんですか。要するに現状で説明が不足しているという声明文を出されていますけれども、履行されていないという認識なんですか。

区長

はい、ありがとうございます。すみません、ちょっと確認をしていたんですけど。履行されていないという認識というよりはですね、それよりではなくて、この協定で、3条なんですけれども、これがどのように言っているかということ、今回これですね。この3条において、東京都と区は連携・協力して、地元に対して丁寧な説明を行っていくことを相互に確認していますというのが条文なんですけど、このやっぱり理解については、お互いの立場がありますので、これをどのように理解して進めていくかということが、そこに課題があるというふうに思っています。例えば、私たちがこの声明でも5月10日に申し上げたんですけども、非常に具体的な心配事というのが、区民から多くあがっています。家屋調査の範囲や、それから緑地における樹木の保全、一本一本それぞれ違います。これについてどのように対応していくのかということ。また、工事の安全性や生活への影響というのは、これは流域に住むご家族皆さんにとっては、非常に生活の切羽詰まった課題、心配事です。こういったことが私たち基礎自治体には、本当に直接的に伝わってまいりますので、こういったことに向き合って答えていただきたいというのが私たちの考えですけども、やはりここには、基礎自治体と広域自治体と全く同じ温度間でというようなことは難しいところではありますが、それをやっぱり連携していくということは、お互いに話し合っ、そして協議をしていくということではないかというふうに私は考えております。

記者

ありがとうございます。それに続けてなんですけれども、今回一緒に協力してやっていきますということになったということで、実際にこの協定の締結後もオープンハウス形式なんですかね、東京都主催の説明会が何度か開かれ、この間4月も含めて何度か開かれて、杉並区もそれに参加して説明をしたということなんですけれども、ただ一方で着座形式の説明会、これも繰り返し求めてきたということであるんですけども、東京都は何と言っているんですか、というよりも杉並区として着座形式で次はやってくださいというような要望はしたのかなというふうに思っているんですけど

れども、東京都からは何と言ってオープンハウスにしますということで回答が返ってきたのか。着座形式の説明会に向けて、東京都に対してどんな交渉をしたのかとか、要するに相互に連携してということですので、双方の努力が必要だと思うんですけども、そのあたりはいかがなのかなというふうに思って、この質問をさせていただいているんですけども。

区長

はい、相互の協力、信頼ということがまさに重要だというのは、ご指摘の通りだと思います。そしてこちら、私たちが東京都に求めていることは全て明らかにしておりますので、これは着座形式の説明会ということもこれまでも何度かにわたってお願いをしてまいりました。そういった中でですね、その協議の内容そのものについて、話し合いの内容そのものについてここでつまびらかにお話しするということはちょっと困難なんですけれども、こういった中で私たちは特にこの5月11日に工事が着工、準備工の準備ということなんですけれども、これは地元地域の方々にとっては、行政が持っている情報、例えば準備工の準備であって、これから本格的な工事はまだ先であることだとか、そういったことってというのは、行政の中では分かっているけども、なかなか住民・区民に伝わるといことは、私は難しいと思っています。だからこそ双方向的なコミュニケーションというのは、私はこういった大きな事業について大変重要だというふうに考えております。それをですね、着座式の説明会というのは住民が求めていることではありますけども、他にもさまざまなやり方があるのではないかと思いますし、東京都もお考えくださっていると思います。こういったことについて、丁寧にコミュニケーションをしながら、そして私たちとしては、区民とコミュニケーションをしっかりと伝えていくということで、できるだけ少しでも心配や不安というのを和らげたいというふうに考えております。

記者

はい、分かりました。ありがとうございます。

課長

それではお次の方、いかがでしょうか。では羽田さんどうぞ。

記者

羽田ゆきまさ報道局の羽田ゆきまさです。中東情勢の緊迫化に対する経済対策ということで、キャッシュレスポイント還元を行うということなんですけれども、この期間が区長選挙の直前、そして選挙期間中の実施であり、選挙対策のばらまきだと批判を受けるタイミングだと思います。

また、今回の善福寺川の工事の関係のことについても、工事がこのタイミングで進むところをストップさせるということで、工事自体はそのまま進むんでしょうけれど

も、今のタイミングで止めるということは、区長の支持団体の方々の要望を聞いて、これも選挙対策のように見えてしまっているんですけども、そこについていかがでしょうか。

区長

はい、1点目についてですけども、この6月1日から7月10日というのは、区長選挙とは全く関係ございません。そもそもこれは1月の補正予算で計上していますけれども、国からの物価高騰対策の支援メニューの中の一つでございまして、多くの自治体が同様の施策について同様の時期に行っております。この中でできるだけ工夫をして、例えばうちの場合は紙の商品券もやることにしたんですけども、ここはとても経費がかかって、これは大変だなということもあったんですけども、やはり高齢者の方を考えれば、そして地域の中でお金を使っていただくということを考えれば、そういった工夫はたくさんやってまいりました。それは他の自治体も事情に合わせて物価高騰対策、これは国からの支援金ですのでしっかりと使うということがあると思います。ですので、タイミングは全く関係ないというか、今むしろ予算をはってから準備に結構時間がかかるんですね、この制度設計についても。それで数カ月かかります、手間もかかります。これが今できるということは、むしろ当時よりもさらに経済状況というのは不安定化していますので、あえて私たちは今改めて伝えなければいけないという危機感を持って、国の生活防衛のためにぜひ活用してほしいということ forcefully 強く言ってまいりたいと思います。

2点目についてです。工事を遅らせるというような言及がありましたけれども、今まさに今日記者会見で冒頭に申し上げたのは、はっきりと申し上げました、工事を遅らせる、また中止させるというようなことは当然そういったことは考えておりません。そうではないから、今回わざわざ言わせていただいているんですけども、これも本当に最初に申し上げたんですけども、私たちがこの区の考えをしっかりと示したのは、ひとえに混乱や衝突、特に住民の方が例えば怪我をすとか現場が混乱すとか、そしてそういった衝突があってはいけないという危機管理の視点からです。これは区と区民の生活や安全を守る立場として、そしてこういったことが、一度緊張関係が高まると、より将来コミュニケーションも難しくなります。ですので、私たちはこの最初というのはとても大切だというふうに思っております。ですから、このような私たちとしての区としてのコミュニケーションを行いました。

記者

全体の工事は遅れないということなのかもしれませんが、少なくとも5月11日でしたかね、そこで着工を、やるという工事を止めたことは事実として止めているので、そこが支持者向けのパフォーマンスのようにも感じる、そういった指摘もあると思うんですけど、そこはどうですか。

区長

はい、そのような指摘があるのは、それはそれで皆さんどのように考えるかというのはそれぞれ自由ですので構わないと思うんですけども、現場を見ていただきたい、もしくは現場のレポートを私もよくよく聞いておりますので、着工を止めるとかそういう話ではないです。今の状況というのは、その5月11日の状況というのは、多くの区民の皆さまが公園に集まって、車が、その結果として車両が通行できなかった、進入できなかったということなんですね。ですので、それを公園の中にいる人の安全を考えれば、工事の車両が中に入らなかったということです。

記者

だったらその工事の方が入れるように、警備をもっと厳重にして、区民の方と衝突しないような対策をして、工事が円滑に着工できるようにした方が良かったんじゃないですか。

区長

それは、工事主体は東京都ですので、東京都が対策を考えることだと思ひまして、これを区が警備とかそういったことは適切ではないのかなと思ひます。

記者

分かりました。

課長

その他よろしいでしょうか。では佐藤さんどうぞ。

記者

東京新聞の佐藤と言います。よろしくお願ひします。今日の発表内容とは別なんですけれども、阿佐ヶ谷駅の北東地区の街づくりというのがあると思うんですね。杉並第一小学校が病院の跡地に移っていくという中で、病院側が一部地下の杭であるとか、構造物を残していくというような主張をされていると。当初の協定と違うのではないかというふうに区は主張しているというふうにちょっと伺ひしてありますね。両者の言い分というのはちょっと大きく異なっているような状況が発生しているというふうに伺ひしているんですけども、区長としてのちょっと考え方をお伺ひしたいなというふうに思っております。その協定を結んだ際にですね、どの程度詳細を詰めたのかというところなんですけども、当時区長に就任される前だったと思うんですけども、その辺も含めてちょっと今のご見解をお伺ひできますでしょうか。

区長

まず今ご指摘のあった件というのは、詳しくは前回の総務財政委員会で報告された

ことも参照してくださっているのというふうに理解しております。おっしゃるように、今河北医療財団と区の考え、地下構造物に関して相違があるというのは、この時の総務財政委員会でも報告したとおりでございます。そしてですね、今どのように考えるのか、何を大切に考えるのかということなんですけれども、これはまず区民の財産である土地ですね、区有地の価値を毀損してはいけないということ、そしてそこに対して透明性を持って、説明責任を持って、そして協定に基づいて、誠実にパートナーと交渉する、話し合いをするということでございます。協定の詳細については、ご指摘のように私が就任する前のこと。ですけれども、この協定は3者で合意をして、杉並区の阿佐谷北東地区の発展のために行っているプロジェクトですので。そしてこの協定は、例えばスケジュールだとか、そういったことについては改定を行っています。こういった話し合いは私が就任してからのことしか言えないんですけれども、そこについてはしっかりと3者で話し合いをして、必要な改定も含めて、進めていくということになろうかと思えます。

記者

ありがとうございます。一点だけ確認なのは、基本的に区の立場としては、全部全てのものを撤去した上で引き渡しをするということが約束であるということでしょうか。

区長

はい。

記者

ありがとうございます。

課長

それではそのほか、いらっしゃいますでしょうか。ではどうぞ。

記者

すみませんね、再度。善福寺川についての質問なんですけれども、先ほど危機管理のためにメッセージを、声明を発出したということで、住民団体とか区民が集まる情報を察知したので危機管理のためにメッセージを発出したということなんですけれども、実際に私も現地に行きましたけれども、大騒ぎするような感じではなかったですけれども、一方で実際にはかなりの人数が集まってきたということで、危機管理という目的は、区長として達成できたのかというご認識なんでしょうか。あともう一点なんですけれども、区としても区長としても善福寺川の調節池は必要であるというご認識なんですけれども、集まってきていた方たちは明らかに反対である、工事の中止を求めるといような意見でした。そういった方たちにも、今後説明をしていかなければ

ばならないと思うんですけども、現時点でどのように説明していこうと考えておりますか。

区長

はい。まず1点目です。危機管理のためにというのはちょっと強すぎるかなと思うんですけど、危機管理の観点からもですね、この情報、コミュニケーションを行ったということです。目的を達成できたかということは、このもしというのは、もしこれを私たち区が表明、私たちの立場というのを発出しなかったらどうなっていたか。このもしというのはどうしてもやっぱり分からないものですので、お答えはできないんですけども、だからこそ危機管理だと思うんですね。私たちはこの2つ目のご質問とも関連しますけれども、ここに集まっている住民の方々というのは、そんなに、おっしゃるように工事の中止を求めるようになって集まっているというような、一枚岩のことではないのではないかなというふうに私は思っております。さまざまな考えのさまざまな立場の方がいらっしゃると理解しております。例えばご自身が住んでいる場所について、もしくは将来起こり得るリスクについて、これが家屋調査と関係するんですけども、これについて大変不安な方。そしてまず持っていらっしゃるのかなと、そこが一番大きな具体的な生活不安ですよね。ということは、これは工事を止める、中止するとかそういったことと必ずしも直結しているわけではなくて、生活者というのは多面性を持っています。この多面的な生活者がそれを一つにまとめて、こういう人たちだというような言い方をすることは大変危険かなというふうに私は思っておりますし、まさにこの生活者に向き合うのが自治体の仕事ですので、この多面性も含めてですね、いろいろな立場の人がまず安心できるということが、一番私たちの仕事の重要な部分かなと思っております。そういった意味で、この5月10日の言葉というのは基礎自治体である私たちが東京都とともに連携して、信頼関係のもとでしっかりと住民の、今までも申し上げてきたことを改めて伝えることによって、それで少しでも安心感が伝われば、そういった危機、例えばそういう緊張だとか衝突だとかそういったリスクというのを軽減することができるというふうに考えて、この危機管理の視点からというふうに申し上げました。

課長

よろしいですか。そのほか、どうぞ。

記者

すみません、朝日新聞の福島と申します。よろしくお願ひします。同じように善福寺川の件なんですけど、確認をさせてください。8日に要望書を都に出しているかと思うんですけど、時系列からするとですね。それに対して、都からはどういうリアクションがあって、例えばこういうことをやりますよというようなやり取りとかですね。今後都はこんなことをやろうというふうになっているみたいなリアクションがあった

のかどうか。現状今、工事は止まっている状況だと、その確認もしたいんですけども。区としては要望書を8日に出した後、さらにまたどういふことをやろうと思っているのか、その辺の方針といいますか、考えがありましたら教えてください。

区長

8日に要望書を出させていただいて、実のところちょっと時間切れというか、時間がきちんとお互いに調整する時間がなかったというのが実のところなんです。週末もその後にもなりましたので、本来でしたらこの調節する時間がもっと必要だったなというのが私たちの考えですし、それについて返答を得るといふようなことにおいても、時間が足りなかったというふうに思っています。それが一つ。そして今後についてなんですけども、私たちは自分たちが持っている、杉並区が持っている全ての力を、そしてスキルを、今までの経験も含め、私たち対話の区政について3年間、約4年間取り組んでまいりました。さまざまな緊張だとか、これは区の中の話ですけれども、緊張だとか信頼関係を築く難しさだとか、それから意見を聞くといふことの難しさだとか、本当にこういうことを各所管で経験してきました。そういう中で、決して完璧とか一つの回答とかあるわけではありません。それでも少しずつ進んでいく中で、少しずつ納得を得ていったり、信頼を得ていったりするといふ作業を丁寧にやってまいりましたし、そのためにさまざまな手法についても学んでまいりました。時によっても、事象によっても、この参加のデザインといふのは、本当に常にアップデートしていくものだと思います。私たちとしてはそういった経験も含めて、東京都と協力していくといふのは、こういった経験、基礎自治体としての力も活用、発揮させていただけることがあるならば、私たちは本当に喜んで力を出したいと考えておりますし、そのようなお話もさせていただいておまして、これから東京都がどのように考えてくださるかといふことについてもしっかりと聞いていきたいと思っております。

記者

ありがとうございます。具体的に、区が都と住民との橋渡し役といふことになるのかもしれないけれども、それについて、こういう場を設けましょうとか、具体的な話し合いが始まっているとか、もしくはあまり強引に進めないでねといふかたちで伝えているとか、要望書以降のアクションみたいなものは、都に対して具体的にされたのかなといふことなんですけれども。

区長

公式で申し上げていること以上のことは、ちょっと今の段階でといふこと、詳しいことといふのは申し上げるのはちょっと難しいかなと思いますが、やはりこれはコミュニケーションといふのはお互いが、双方がそれぞれの立場を理解しながら進めていくしかないものですので、もう少しお時間をいただきたいと私たちとしては思っておりますし、それは区民の方にお伝えするにあたって、おそらく東京都においてもそ

のように考えていらっしゃるのではないかなと思います。

記者

分かりました、ありがとうございました。

課長

それではその他の方、一番後ろの中田さんどうぞ。

記者

すぎなみ ace の中田です。4点伺いたいと思います。まず第1点は、生活保護の制度に関する区取組についてというところでグラフも示されておりますけれども、これを見ると、被保護人員自体は減っているというグラフになっているかと思うんですが、その一方で若い20代の若年層が増えているという問題意識だと思いますけれども、それでいきますと、人員総数は減っているということについて、今の杉並区的生活保護が減っているのは必要性が減っているのか、あるいは支給しづらいから、申請しづらいから減っているのかとか、その辺についてどのようなお考えなのかと。先ほど区長も大変困っている方は増えていらっしゃるという表現でしたので、その点のこの生活保護の人員のグラフの見方としての区のお考えを伺いたいと思います。

それから中東情勢緊迫等に関する経済対策という項目の中で、当初予算に計上されている補正予算外のものとして挙げられている、先ほども話題になりました高齢者向けのプレミアム商品券やキャッシュレスポイント、この点について、今だからこその国の支援金を活用しての事業、時間はかかったけれども必要だということ自体は大変よく分かりますが、時期的に他の自治体ではもうすでに動いているところ、終わっているところもあるかと思しますので、杉並区の対応としてこれは遅かったのか、精一杯この時期になりましたということなのか、時期的なスピード感についてどうお感じになっているかは伺っておきたいと思います。

あと同じ項目の中の、同じページの中の介護職員等への居住支援の補助金です。これは5年を超える東京都の補助外の方への上乗せのところ当初予算にあったと思いますので、中東情勢云々とは関係なく、これ別に上乗せになるわけではないので、もともとあったものを進めるという認識なのかなと思うんですが、わざわざ中東情勢云々と書いてあるところで、何か新しいことがあるわけではないという理解をしてよろしいでしょうかね。そこを確認しておきたいと思います。

あと最後に、先ほどから話題になっています善福寺川の調節地の問題ですけれども、先ほど区長も対話をしながらいろいろ積み重ねていくことの難しさ、この3年、4年も十分多分区の職員の皆さんもお感じになっていられてきたことは大変分かるので、その難しさをどう生かしていくのかという、対話の相手としての東京都ということも考えられると思いますので、これを事業化していくには、これからこのような難しさをもって出てくるのではないかなと思いますので、その対話をしていくということ

の難しさ、経験から得た難しさというのを、ではどのように生かしていくのか、生かすべきなのかという点について、もう少しご説明いただければと思います。以上です。

区長

まず1点目です。生活保護について、被保護者は微減ですね、全国的な傾向ですけれども、杉並区でも同じで微減しております。ご指摘というかご質問の趣旨は、例えばそういう控えるようなことになっていないかということだと思えるんですけども、少なくとも私が就任してから、杉並区では、とにかく困ったら相談してほしいということを、ちょっと以前のことは、私は分からないんですけども、非常に職員と話し合いながら、福祉事務所だけでないです。福祉、杉並区、自治体の福祉の支援の現場というのは本当にたくさんございますので、特に福祉事務所、これは本当生活保護最後の砦ですので、ここに関して、1人も取り残すことなく救うということは、これは私たちのミッションですので、この気持ちで仕事をしています。これが具体的な形として、ポスターができていますよね。スライドでご覧になったと思うので、ぜひ現物を見ていただきたいと思います。これは私たちの本当に真剣な区民に届けたい気持ち。これは公共施設だけではなくて、例えば銭湯だとか、地域のいろいろな掲示板などにも貼らせていただいています。そして、区民の方が、困った人が自分の周りにいたら、区は絶対に手を差し伸べるので、いろんな相談ができます。専門的な相談に乗れますので、これを伝えてほしいということを伝えております。

2つ目です。中東の情勢に関しての経済政策のことで、杉並区の対策が、スピード感はどうだったのかというご質問です。スピード感について、つまびらかに比べているわけではないので、正確なお答えができるかちょっと不安なんですけれども、やはりこれそれぞれ、人口の規模だとか、やり方によっても、どのようなことを大切に制度設計するかによって、その速さというのは変わります。ですので、私たちが大切にしようと思ったことは、当初予算のときに申し上げたとおりなんです。これを私たちの最速でやったら、今の時期になったということですので、私はスピード感に問題ないと思っています。

そして、3つ目の介護事業者を通じた介護従事者のための居住支援。なんで今わざわざ言うんだということなのかなというふうに、ご指摘でもあるのかなと思ったんですけど、これ、あえて言っています。私たち、この記者会見というのは、記者の報道の皆さまにお伝えするというのが第一義的ですけども、この報道を通じて、そしてこの記者会見、YouTubeで配信されます。そして私が喋ったテキストも載ります。資料も載ります。手話の通訳やっております。区民の皆さまにこの情報を届けるということが、私は記者会見の本当に重要な意味だと思っております。ですので、先ほど申し上げたように、事業所が700あるんですね。この700の事業所というのは、今の経済の状況の前から、介護事業者というのは大変な環境に直面、経済環境、それから人手不足に直面しているのは当然分かっているわけです。そういう中で、さまざまな多角的な支援をしなければいけない中で、まだ20の事業者しか申し込みをいた

だいていないので、いただいたところからは大変好評で喜んでいただいています。ですが、残りの 680 の事業者にどうやって届けるかということに、私たちは真剣にならなければいけないと思って、今申し上げています。これは所管、担当する職員ですけれども、改めて制度を作るのはちょっと前です。ですが、今この社会状況を見て、事業者や区民とコミュニケーションを真剣に本気でやるかということによって、私は政策の結果、効果というのは格段に変わってくると思っていますので、区長自らがわざわざこの記者会見で改めて言いたいと思った次第です。

そして最後の善福寺川のことですけれども、対話というのはご指摘のように大変複雑で難しく、だからこそ意味があるプロセスです。これに私は何の疑いの余地もありませんし、対話を通じて着実にさまざまなことを決めてまいりました。計画に反映し、制度を変え、そして結果を出してきました。しかしこの経験というのは、やはり杉並区内で完結できる事業が多いわけですね。例えば公共施設の在り方だとか、子どもの権利の条例を作るとか、そういったことに関して、他にもさまざまありますけれども。これが杉並区だけでは決定できないことももちろんあるわけです。これは都市計画道路もそうですし、善福寺の上流地下調節地についても全く同様です。なので、私たちは今までの経験を生かして何ができるかということを考えて、困難であってもそこから逃げないということが大切なのではないかと私は考えております。

広報課長

よろしいですか。

記者

確認なんですけれども、介護職員の居住支援手当の件なんですけど、今の時期に強調されること自体はもちろん当然かと思いますが、先ほど最初のご説明で 700 の事業者がある中で、20 件ほど問い合わせがあったということで、私も直接この事業者から話を聞いていますが、こういったもののどういうことが手続きとして必要で、対象者がどうかとか、結構東京都の仕組みも複雑ですし、そこにまた杉並区が違う仕組みが入ってくるという難しさを事業者は事業者なりに悩んでいるところなんですけど、今のご説明で 20 件申し込みがあって、あと 680 件ということなのか、お問い合わせが 20 件だけあったということなのか、だいぶ段階が違うと思いますので、その点はちょっと事実確認として、20 件申し込みがあって 680 がまだ何もしていないという認識でよろしいのかどうかというところ、最初 20 件お問い合わせでご説明だったかと。

区長

すみません、すでに申し込みです。後者です。

記者

申し込みということでよろしいんですね。分かりました。ありがとうございます。

広報課長

それでは一番前の。

区長

東京 MX テレビの曹蒙と申します。よろしく申し上げます。2点お伺いしたいんですけれども、まず中東情勢の緊迫化などに対する経済対策について、改めまして、この制度を通じて何を実現したいのか、区長のビジョンをお聞かせください。

そして、生活保護制度に関する区の取組について、被保護人員は全体として減少傾向にある一方で、若い世代では増加しているということをグラフから読み取れると思うんですけど、この背景にはどのような要因があるのか、この取組を通してどのように変わっていくのかというところも、お聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

区長

最初のご質問なんですけれども、経済対策全てということですか、それとも特定のものでしょうか。

記者

全てです。

区長

分かりました。まず前提としてなんですけれども、自治体というのは、いわゆる経済政策というのは、例えば税金を下げるとか、いわゆる国が行う経済政策というのが一番の柱です。それがあって初めて、私たちの安定的な国民経済というのがありますので、まずそこが大前提なんです。例えば金利だとか、今だったらホルムズ海峡がどうなるのか、それから石油由来の物資、特にナフサが足りないことで、今本当に上流から下流まで大きな影響が出ています。地域の中の経済というのは、その影響が出てくるのが、やはりもっと先になっていくというところもありますし、それから今本当によくニュースでも言っていますけれども、実は建設現場だとか生産の現場というのは、いろいろな目詰まりが、どうやら上流、中流で。国は全て足りているよと言っているわけですね、石油関連製品も含めて。ただ、末端になっていけばいくほどこれが届かなくなっているというような、いろいろな建築系の資材や特に塗料、それからインク、それから塩ビ製品、こういったものの在庫がないというような悲鳴がもうすでに聞こえてきています。これはもう報道の皆さんよくご存知だと思います。このような状況の中で、基礎自治体というのは何ができるのかということを実際に考えているんですね。でも実のところ、そんなたくさんないんです。ですから、今あるものというのを新たに作らなくても、今すでにある相談窓口、例えば中小企業の経営相

談をやっています。無料です。今こそ使いたいと思うんですね。そして、中小企業の融資あっせん制度もごさいます。これはどういう制度かという、杉並区内の中小企業について、その金利の一部の利息を区が肩代わりするというものです。これによって、小口でしたら3分の1以下にできますし、それで金利が0.6%より低くすることができる。昨年、産業実態調査を行いました。杉並区内の産業団体や中小企業に細かな調査をしているのですが、この融資あっせん制度について、60%以上の事業者が知らなかったということが分かりました。こういったことを受けまして、せっかく制度があるのに知らない、使われないということ避けたいと思っています。今回の記者会見で私が強調したいのは、今回言ったことでどのような成果を上げられるかというよりは、すでにあるものを生かす。職員も今一度認識しなければいけないと思っています。この制度が今こそ使わなければいけない、使ってほしいということ、区役所の中だけじゃなくて、きちんと地域社会に今一度言っていくということが重要だと思っています。そういう姿勢が、区民や中小事業者に伝わることによって、少しの安心でも得たいというのが考えです。ですので、この政策の効果というふうに言われると、効果測定というのは非常に難しいかなというふうに思っています。

生活保護については、先ほど申し上げたこととも重なるのですが、若者、若年層の生活保護の利用が25年間で7倍という、これはNHKが確か報道したのだと思いますが、この調査によって明らかになったときには私も驚愕しました。逆に言うと、若い方たち、これ職員からも聞いたことなんですけど、携帯料金が払えないという状態の方がいたときに、もちろんネットカフェとかそういったところで時間を過ごしたり、しのいだりするということは、これもよくご存知のことと思います。課題なのは、地方自治体というのが存在して、そこに福祉事務所というものがあり、生活困窮や生活困ったときに、自分が住んでいる自治体というのは相談に乗ってくれる人、相手なんだということを知らないということが若年層の課題なんです。ですから、それを届けたいということですね。この若年層が抱えているさまざまな複雑ってというのは、障害や病気、生きづらさ、家族の支援力の低下、これ家族の支援力の低下というのは自分の親の世代ですね。かつては親が支援できた若者たち、これ50、80問題とかありますけれども。かつてだったら支援されていた若者たちが、その親自体も困窮までいなくても、困窮に近いようになるということが家族の支援力の低下です。これはかなり世代的な背景があると思います。こういったさまざまな社会的要因があるというふうに指摘されていますというふうに、先ほど申し上げたのはこのような背景です。

記者

中東情勢に関する経済対策なんですけれども、効果を数値で測定するのは難しいことは承知しておりますが、区としてはどのような効果を期待しているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

区長

期待している効果はもうその通りです。その通りというか、それぞれの政策の目的の通りですね。例えば、キャッシュレスの場合ですと、これは全ての人を対象ですので、消費者、そして区内の事業者、商店に、お金が20%の還元ですので、最大ですと期間内に2万円の買い物をしたときに4,000円のプレミアムがつくんですね。それによって少し余裕を持ってというか、気持ち的にも消費活動が活発になるということが政策の目的ですし、その効果を狙っています。

それぞれの政策にそれぞれの目的がございますので、例えば介護事業者の場合は、先ほど言ったように人手不足という課題があって、そして人が辞めてしまうという課題がありますので、そうしますと介護を受けたい人がたくさんいるのに、介護サービスを提供したくても事業者が提供できない、もしくは倒産してしまうというようなことが起きているんですね、全国で。これに対して何ができるかということを考えたときに、今までは6年未満の職員、つまり比較的若い方が辞めないようにという、そういう支援だったんですね、東京都がやっているのは。でも6年以上の方が続けられるようにということで、この支援を区として独自に拡大いたしました。これはもちろん介護に従事する職員にとっては、自分の家賃が安くなるということで、少し楽になるということでもありますけれども、産業全体としては、これ以上人手不足にならないように、少しでもそれを緩和できるように、そしてそれがひいては、介護サービスを受ける人の利益にもつながりますので、こういった政策目標はそれぞれございます。

記者

ありがとうございます。

区長

すみません、私の間違いで訂正させてください。1個前のご質問なんですけれども、介護職員の申請件数そのものはまだゼロだそうです。そして問い合わせは20件ということで、これからこの事業が始まっていくということですので、すみません。失礼いたしました。先ほどの訂正させていただきます。

広報課長

そのほかご質問いかがでしょうか。羽田さんどうぞ。

記者

羽田ゆきまさ報道局の羽田ゆきまさです。生活保護を受ける際に、具体的に杉並区の議員がということではないですけれども、X等をいろいろなのを見ていると、議員さんが相談者を一緒に連れて行って保護を受けさせるという、それが議員としての実績だみたいなことを発信している議員さんとかが結構いらっしゃいます。杉並区で本人が直接相談しても断られるが、議員を通すと生活保護が通るなどがあるのかというのを教えてください。また、保護の人数が前区長から岸本区長に変わったことによ

て、受けやすくなったりとか、受けにくくなるとか、何か指示を区長からして、基準がより受けやすくなるとか、変更があったかどうかとか、そのあたりを教えてください。

区長

はい。まず、最初の質問は、そういった事実は全く聞いたことがありませんし、ちょっと私が答えることではないのかなと思います。当事者の方が、もしかしたらそういうふうを感じるのかもしれませんが、議員の方がもし付き添うとしたら、そういったかたちの支援というのが、コミュニケーションの支援だとか、そういうことが仮に必要だとして行っていらっしゃるのかも分かりませんし、特定の事案について申し上げることはできませんので、ご了承願いたいと思います。あと、統計的なことですが、これは例えば、区長が変わったから、その変化を計測するために統計を取るかといったら、そういう取り方はしていませんし、することも適切ではないのかなというふうに思っています。むしろ、私が自分の政策を持ち、そして職員とつくる中で、現場を見て、現場の職員と話をし、ディスカッションをして考えていくわけですが、具体的にはさまざまな課題を話し合っていく中で、杉並区の場合は、扶養照会があることによって、申請に戸惑う、ためらう人がいるのではないかという仮説がありましたので、これを調べながら、その障壁といいますか、それをどうやったら下げることができるかということを考えて、現在運用を変えています。扶養照会については、経済的支援と精神的支援、どちらかだけでもいいですし、つまり精神的な支援だけにしたいという方は、それを尊重しています。そもそも扶養照会というのは、本人が望まなければやらないということを徹底する、現場も含めて徹底するということが、当時私は大切だと思っていたので、そういう政策を職員と一緒につくってききました。でもやはり現場を回すのは職員ですから、しかもその現場を知っているのも、全ての経験というのはケースワーカーの皆さんの、その現場にあるわけですから、私はそれを尊重して、そこでの学びというのを、教訓というのを、私が学ばせてもらうという、それでより政策の精度を上げていくという、そういう循環かというふうに考えております。

記者

つまり確認ですけど、そうすると岸本区長になってから扶養照会については、これまでの杉並区での通常の運用よりもハードルを下げたというか、望まなければ扶養照会しなくても、それでも生活保護を受けられるし、経済的な、精神的なところだけということで、それで生活保護を受けられるよというかたちで緩和したという変化を、区長が就任してからで変わっているということよろしいでしょうか。

区長

はい。制度改善というのは、この件だけでなく全てにおいて、常に自治体の現場と

というのは、制度や運用を改善していく、区民のサービスのために、ということを日々行っているのが私たちの仕事の現実です。この扶養照会のことを例にいたしましたけれども、他にもたくさんのことやっております、このポスターもその一例ですけれども、まず生活保護のしおりというのを改訂しました。読みやすいように、分かりやすいように、そしてウェブサイトにも生活保護の申請は国民の権利ですということをきちんとしっかりと明記する、いろんな取組をやっていきます。そういう中で、それによってどのくらいの数が増えたかとか、そういった統計というのは非常に、その時の社会状況もありますので、ここの統計を明確に持つこと、多分データ分析とかももっともってしていけるのかなと将来的には思うんですけども、今のところは、そういったこの政策をやったことによってこれだけ増えましたというような、そういう類の話ではないので、状況変わりますのでね、経済状況とかも変わりますので。私たちとしてはこういった制度改善、そして現場での改善をしながら、できるだけ区民に寄り添って、困窮者に寄り添って、適切な対応をしていくという、そういう組織文化も含めてですね、醸成していくということが大切だというふうに考えております。

記者

ありがとうございました。

広報課長

そのほかご質問いかがでしょうか。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれもちまして、区長記者会見を終了させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。